

日本における高等教育政策に関する一考察

— 1960年代の大学拡張期において —

小 林 恵*

(平成14年2月6日受理)

要 旨

1960年に10.3%だった大学進学率は1971年には26.8%まで上昇した。すなわち、大学進学率はエリート段階からマス段階への移行期であったのがわかる。これはマンパワーを必要としていた産業界からの要請があった。当時の人材開発論、教育投資論、日本の雇用体制がその根底にあったと推察される。また所得の増大により国民の進学意欲も高くなっていった。しかしながら中央教育審議会38年度答申においては抑制策がとられた。大衆化を認めつつ、大学の種別化を図ったことで質の維持を試みたが実現するには至らなかった。そこで中央教育審議会46年度答申においては公式に拡大策に転じている。この答申には2重構造が見られる。またここでも種別化を試み、私立大学においては私学助成で大学の区別をし、質も量も両立させることができると判断した。しかし巨大化した大学に国の財政能力が追いつかなかった。

結局のところ、この間の大学拡張に関する政策は何ら強制力も、統制力もなかったと言える。またこの移行期ゆえに発生したとも考えられる大学紛争に対応する政策と法律も現実的な力を持つものでなかった。

KEY WORDS

大学拡張 university expansion 高等教育政策 higher educational policy
中央教育審議会答申 Report of the Central Council for Education

1. 問題の所在

日本において2000年度に大学進学率が50%を超えた。すなわち、M.トロウ (Martin Trow) の言うマス段階からユニヴァーサル段階への移行したことを示す¹⁾。この事象は大学生の学力低下問題や、教養主義と実学主義との対峙など多くの問題を引き起こし、大学改革に関する各種の問題提起がなされている。それを受けて政策としても大学改革に関する答申が準備されている渦中である。

そこで本稿では過去の移行期、つまり高等教育がエリート段階からマス段階に急速に移行した1960年代を中心とした大学拡張期について、教育政策、とりわけ高等教育政策を視座としてその効力と限界を検討する。

1960年代における高等教育への進学率(4年制大学と短期大学をあわせた進学率)は1960年に10.3%だったのが、1963年には15.4%と15%を超え、1970年23.6%、翌1971年には26.8%に

* 学習臨床講座

至っている²⁾。このように高等教育においては変化が極めて可視的な時代である。この間にさまざまな教育政策が提言されたが、それがどこからなされ、高等教育政策へ反映したかを考察し今日の大学問題を考える上で参考にしたい。また、昨今の高等教育教育段階までにおける多くの課題が結局のところ、大学進学に関わる問題に収斂していく事実を考えれば大学拡張に関する論証は教育全体への手がかりともなろう。

II. 1960年代の社会的背景

1) 産業界の要請

1960年代の大学拡張の基盤にはまず社会、とりわけ産業界の意向が強く存在した。このため、1960年代の教育は経済政策と密接に関わりながらマンパワー計画と呼ばれて推進された。大学拡張もこの中で重要な位置にある。具体的には1957年に長期経済計画の一貫としての理工系学生8000人増募計画から始まっている。これは産業界からの強い要望を受けてのものであった。

その前年に日本経営者団体連盟は「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」を発表している。この中で「いまにして経済の画期的な成長発展に対応する技術者・技能者の養成計画を樹て産業技術向上の確保を図らないならば、わが国科学技術は日進月歩の世界水準に遅れをとり、列国との競争に落伍することはけだし必至の勢であり、悔を次の世代に遺すものといわなければならない」³⁾と述べている箇所がある。

同じような産業界からの要請が、次のように出された。日本造船工業会「科学技術教育振興に関する要望」(1960.7.21)、日本鉄鋼連盟「理工系高等教育に関する要望書」(1960.10.10)、関西経済連合会「大学制度改善についての意見書」(1960.11.4)、関西経営者協会「中小企業における雇用対策に関する要望」(1961.1.19)、東京商工会議所「学校における科学技術産業教育の振興に関する意見」(1961.1.23)、大阪商工会議所「専科大学設置に関する要望」(1961.2.28)⁴⁾、など枚挙にいとまがない。

これらの産業界からの要請を集約する形で1963年に経済審議会は「人的能力政策に関する答申」を公表した。それは次のようにハイタレント・マンパワーの養成を求めている。

「教育が普及した反面、それぞれ特色ある教育を行ない、ひいてはこれらのすぐれた人材を養成するという体制が十分ととのっていないうらみがある。しかしダイナミックな技術革新時代において、自主技術を生み出す科学技術者、新技術を取り入れ新市場を開拓していくイノベーターとしての経営者、複雑化する労使関係を円滑に処理していくべき労使の指導層等、高度の能力をもった人間の重要性が高まっている。」⁵⁾

以上、産業界からの要請をまとめると、経済成長と技術革新による科学技術者需要、つまり産業構造・職業構造の高度化、技術革新で就職希望者にはそれだけ教育訓練へのインテンシブを持つことと、潜在的学習能力が期待されたのがわかる。その背景には当時の人材開発論、教育投資論などの隆盛があった。さらに、これらの理論の実現が要望されたのは、日本独特の新卒雇用、長期雇用が根底にあると推察できる。

2) 国民の大学への意識

前述した経済審議会の答申に強い影響を与えたのが1960年4月に東京大学社会学研究室が面接調査を行った「子どもの進学に対する親の希望」の調査結果である。(表1参照)⁶⁾

おそらくここで回答した親の世代は、大学卒業者とそうでない学歴の者の賃金格差が大き

表1 子どもの進学に対する親の希望（面接調査）

階層別	子弟の性別	中学卒	高校卒	大学卒	わからない	計
農民	男	2.0	46.0	51.0	1.0	100.0
	女	2.0	45.0	51.0	2.0	100.0
小都市住民	男	3.0	35.0	61.0	1.0	100.0
	女	4.0	35.0	61.0	—	100.0
サラリーマン	男	1.0	4.0	93.0	2.0	100.0
	女	1.0	6.0	90.0	3.0	100.0
問屋	男	1.0	17.0	81.0	1.0	100.0
	女	1.0	14.0	83.0	1.0	100.0
工具	男	4.0	47.0	49.0	—	100.0
	女	4.0	51.0	45.0	—	100.0
計	男	2.0	29.0	68.0	1.0	100.0
	女	2.0	31.0	66.0	1.0	100.0

(注) ① 東京大学教育社会学研究室1960年4月調べ

② 調査対象総数は、1,148家庭である。

かったのを体感していたのであろう。回答者の学歴が大学卒であるなら当然として再生産の理論が働いている。またそうでない回答者には学歴に対する意識がより一層強かったのではと推察される。

さらに、当時における経済の急激な成長が家庭の経済面での子どもの進学を容易にしつつあった。そこで表1のような過度にも見える進学期待が存在したと推測できる。(なお、この統計分析は分析手法としては問題をはらみながらも後の多くの答申に過大な影響を与えている。)

しかしながら、産業界の意向と国民の意識は大学拡張を求めていたにも関わらず、大学政策は抑制策を基盤として展開していった。

III. 大学拡張期の政策（抑制策の時代）

①中央教育審議会38年度答申まで

現実に大学は急増期を迎えていたのだが、大学政策は質の水準維持という観点から抑制策がとられていた。なぜなら既存の大学でさえも、国民や関係者の間では旧制大学観とは離れた大学が多く、それらは占領下で大学と認めた占領軍関係者ですら大学扱いすることをためらったものも多々存在したからである。「施設その他の点において一般になおいちじろしく貧弱なわが国の大学において、いまにわかには学科を新設し、学生数の増加を計ることは、却って教育効果の低下を来すおそれがある」⁷⁾という意見は少数派ではなかった。

法的に1960年代前半まで大学設置の実質的抑制になっていたのは、文部省の大学政策ではなく、1959年に総理府の外局の首都圏整備委員会によって制定された「首都圏の既成市街地における工場等の制限に関する法律」（工場等制限法）であった。つまり、この法律によって既成市街地と指定され、さらにその下級の政令で工業など制限区域と指定された地域内では1500平方

メートル以上の教室の建設は不可能とされる。とりわけ、東京23区内と武蔵野市の全域・川口市・三鷹市・横浜市・川崎市の一部などでは大学の新設は不可能になっていた。これが大学の新設や定員の増員を抑制したはずであった。

このように、大学という機関が教育機関でありながらも、文部省の管轄内になかったのは当時から文部省の力の弱さ、総合的教育政策への全体像を曖昧に把握していたと指摘せざるをえない。

しかし1960年代になると、大学拡張の方向に向かって大学政策に圧力がかかるようになった。その最初は科学技術庁からのものである。1961年3月11日に当時の池田正之輔科学技術庁長官は荒木万寿夫文部大臣に対して、突然、科学技術庁設置法11条に基づく勧告として大学設置基準の運用内規の緩和を求めてきた。池田が求めたのは次の3点である。①学科増設や定員変更は従来認可制だったが、これを届け出制に緩和する。②校地面積基準（校舎の6倍）を弾力的に扱うようにする。③設置に際して毎年25%ずつの整備でよいように年次計画を認める⁸⁾。

さらに科学技術庁からは「十年後を目標とする科学技術振興方策の総合的基本方策について」が勧告され、もっぱら私立大学の理工系学生数増員を容易にするための具体的な措置について細かく記された⁹⁾。

これに対して文部省は「国民所得倍増計画」計画期間内に科学技術者の累積不足数を17万人と「職場における学歴構成」の調査から推測し、1961年度を初年度とする7年計画（短大は9年）で16000人の理工系学生増募を試みた¹⁰⁾。しかし初年度にはやくも1961-1964年を第1期とし、2万人の増員計画に改定された¹¹⁾。

続いて文部省は文部大臣へ協議を求めている学科の増設と学生数の変更を1961年7月7日、私立大学の良識と誠意ある措置を期待して事前に届けるだけで了解とした。すぐに閣議了承により大学設置基準法的大幅緩和が行われ、1961年8月21日付けで「大学設置審査にともなう大学設置基準の運用方針について」として大学学術局長通達がなされた。

このような状況は表面的な理由としてマンパワー政策に絡む私立大学の設置や拡張を容易にするためであった。しかし実際は池田の出身校である日本大学会頭で、当時私学の実力者だった古田重二良らの文系・理系にかかわらず大学拡張を容易にしたいという政治的意図が働いていた。

その裏付けとして、理工系学部の定員も増加したが、その増加率は1次的なものでしかなかったことに現れている。事実1964年の予算編成においては、それまでの理工系重視の方針が後退している。つまりこの法案では拡充政策の焦点は理工系拡充から大学定員の急増計画にシフトしている。（図1参照）¹²⁾

この図1から産業界からの要請によって動いただけではなかったと推測される。というより、産業界の意向はほとんど無視されていると言える。本来大学を管轄していた文部省から離れた所、すなわち科学技術庁や政治的意図によって私学中心の拡大路線が公認され、大学拡張に対する抑制策が失われた。そこで大学の量的拡大に拍車がかかった。結果的には、大学基準の大幅緩和の施行が日本の高等教育の大衆化を推し進めた最大のメクルマールと言える。

②中央教育審議会38年度答申

この時期に平行して中央教育審議会が高等教育について議論を重ね1963年1月28日第92回総会終了後、天野貞祐から荒木万寿夫文部大臣に「大学教育の改善について」（以下、中教審38答

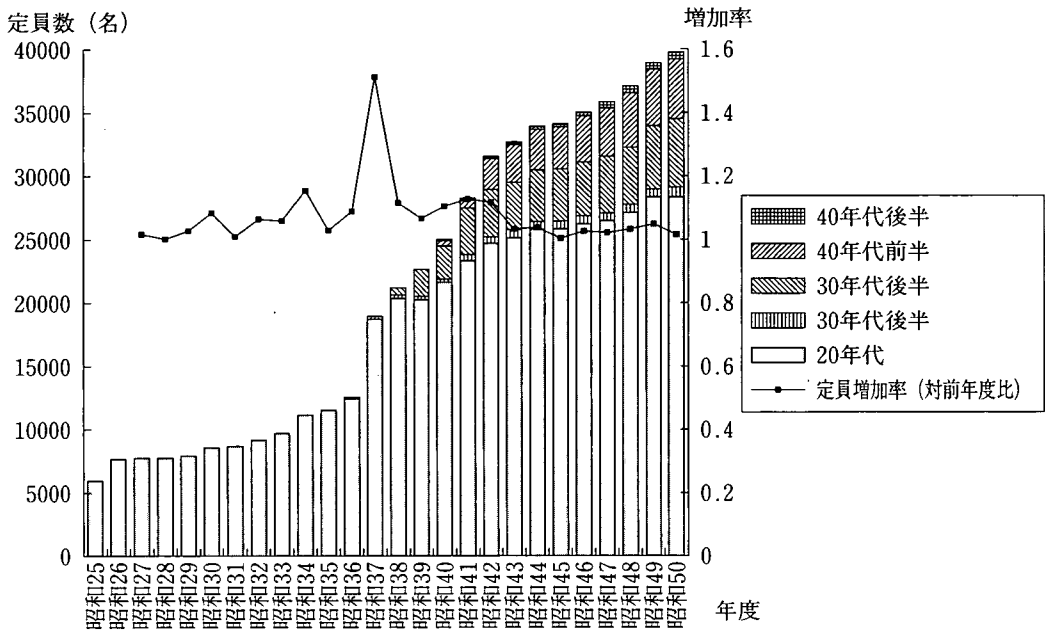


図1 私立大学全体の理工系学部定員の推移

申と略記)として答申された。

黒羽亮一はこの答申の眼目は大学拡張の抑制にあるとして答申における次の箇所に注目している。

「(高等機関の地域的配置, 設置者別の配置の)具体化を図るためには, 精密に実体を調査し, 専門的に研究する必要がある。一方目下政府において検討している国土総合開発, 首都圏整備あるいは人的能力開発等の諸計画との関連においても充分検討しなければならない。よって一定期間集中的に調査研究する機関を設けることを検討すべきである。従来高等教育機関の設置及び設置後の重要事項の変更は, 大学設置基準の定める条件を具備していさえすれば, これを認可する建前が採られてきた。その結果, 高等教育の規模と配置について計画性に欠けるところがあった。以後は調査研究の結果を基盤として, 高等教育の規模, 学生数の専門分野別構成および高等教育機関の配置の適正化を図るべきである。このため高等教育機関の計画的設置について審議するための機関を設けることを検討すべきだろう。」¹³⁾

しかし, この答申の中心は別のところにあったと筆者は考える。それは大学の大衆化を認め, 大衆化に伴う大学の質の維持を大学の種別化で図ろうとする答申の意図である。というのは, 中教審38答申の最初で次のように大学の種別化の必要を提起している。

「わが国の複雑な社会構造とこれを反映するさまざまな実情にじゅうぶんな考慮を払うことなく, 歴史と伝統を持つ各種の高等教育機関を急速かつ一律に, 同じ目的・性格を付与された新制大学に切り換えたことのために, 多様な高等教育機関の使命と目的に対応しえないという点に求められる。」¹⁴⁾

このように中教審38答申(=文部省)は, 当時の大学の量的拡大から, 質の水準維持に危機感をもっていただものの, 政治的社会的状況から大学の拡張を認めざるをえないと判断し, その

代わりに、大学の種別化で質の維持を図ろうとしたのではないか。

しかしながら大学における種別化は実現しなかった。逆にこの答申で2年制の短期大学が4年制の大学と同等に確立した位置を占めたことが種別化構想の失敗を現している。

以上のように、中教審38答申は包括的な内容と提起があったにもかかわらず、ほとんど成果と言えるものがない。産業界からの要請に応えるので精一杯に終わって、大学や国民の教育意識への配慮を欠いていたため諸政策の実現を不可能にしたと思われる。

③中央教育審議会38年度答申以後

中教審38答申を受けて、文部省は1963年4月に「高等教育研究会」を省内に設けている。そこでの計画は一度も正式に発表されなかったと黒羽は述べている¹⁵⁾。しかしながら『大学資料』No.29において若干公表されたものがある。

「長期的にみても純増と考えられる10万人に対する措置をまず樹立し、さらにその後の増員については、諸般の事情の推移をみきわめつつ慎重に検討していくことが現実的」¹⁶⁾という部分である。つまり、文部省の「高等教育研究会」は、大学の拡大を認め、現実の急増期対策として、私立大学の水増し入学を考慮する立場をとっている。

IV. 大学政策の二重構造

ここで、この時期の文部省の大学の大衆化に対する政策は、二重構造をなしていたと言ってもよいであろう。大学の大衆化に対して表面的には抑制策をとりながらも、量的に拡大している現状を迫認するといった姿勢であった。

この姿勢から転じて拡大策を認めたように見えるのが、中央教育審議会の1971年の「教育改革のための基本的施策—今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」（以下、中教審46答申と略記）と名付けられた答申である。

麻生誠はこれを「画期的」と評価している。それは①戦前・戦後の教育の歴史的な検討と評価の上に立って初等・中等・高等各教育段階にわたって包括的な教育制度・内容にわたる審議がなされたこと、②明治初年と第2次大戦後の第1、第2のドラマティックな教育改革につぐ第3の教育改革という意気込みであったこと、③学校教育に対する(ア)国家社会の要請(イ)人間の発達と教育のあり方(ウ)教育費の効果的配分と適正な負担、とが3点セットとして諮問課題となっていたこと、④5年間にわたり大小240回に達する会議を開き審議に参加した人員は82名に及ぶというかつてない長期的・大規模で、かつまた教育計画的観点からの審議がなされたことからと麻生は論じている¹⁷⁾。

この答申においては、大学について「高等教育の改革に関する基本構想」として全編200頁の中の35頁をさいて記述している。

まず「高等教育の改革の中心課題」において、高等教育の大衆化と学術研究の高度化を要請することで大衆化と高度化の両立を求めている。ここで「今日では約170万人の学生と約9万人の教員をもつに至り、同一年齢層中の在学者の比率は、約20%に達している」¹⁸⁾と現状を見据えつつ「このような増加の傾向は、その速度に変化はあるとしても、今後もおお続くことが予想される」¹⁹⁾と大衆化の状況を見通している。

ここでこの大衆化を次のような理由から肯定している。ひとつは「複雑高度化する社会に生

きる国民が、その能力をよりいっそう開発する機会を求めているものとみるべきであろう²⁰⁾と述べ、また「急激に変化する社会が、たえず人間能力の再開発を求めているからである²¹⁾と個人と社会の両サイドから高度な教育の必要性を認めている。

これは文部省が、現実化している大学の大衆化を追認したものであり、これまでの文部省の表向きの抑制策から大きく転換し、公式に大学の拡大策へと転換したと読みとることができるであろう。

次に「高等教育改革の基本構想」として、まず高等教育の多様化という項目を挙げている。「今後におけるわが国の高等教育の多様化をはかるため、次に示すとおり、教育を受ける者の資格および標準的な履修に必要な年数によって高等教育機関を種別化する…ことが望ましい²²⁾とし、これを受けて仮称「大学」、仮称「短期大学」、仮称「高等専門学校」、仮称「大学院」、仮称「研究院」が提示されている。それは当時の「大学」「短期大学」「高等専門学校」「大学院」とおおむね同じものである。名称が同じものを種別化し直すというのは、再び、大学の種別化構想への熱意の現れと見なせる。

また国・公立大学の設置形態に関する問題の解決の方向として、国・公立大学を「(1)現行の設置形態を改め、一定額の公費の援助を受けて自主的に運営し、それに伴う責任を直接負担する公的な性格をもつ新しい形態の法人とする。(2)大学の管理運営の責任体制を確立するとともに、設置者との関係を明確化するため、大学の管理組織に抜本的な改善を加える。」²³⁾と、現在の国・公立大学の独立法人化の構想の原型を打ち出している。

さらに「国の財政援助方式と受益者負担および奨学制度の改善」を述べ、これを受けて「高等教育の整備充実に関する国の計画的な調整」で次のような全体像を示している。

「今日および今後の社会において充実した高等教育機関の設置経営には、国費の援助が不可欠であることを考慮すれば、一定の国の財源によってその援助の効果を最大限に発揮するためには、高等教育の全体規模、教育機関の目的・性格による区別、専門分野別の収容力の割合、地域的配置などについて長期の見通しに立った国としての計画がなければならない。そこで、国民全体の立場に立ってそのような計画を立案し、その実現を推進する公的な新しい体制を確立し、この基本構想による高等教育の改革と整備充実をはかる必要がある。」²⁴⁾

以上に内包されるのは、文部省がマス段階において大学設置や計画のイニシアティブをとっているスタンスである。これには大学政策の拡大化を、質を維持しながら進めていこうとする立場も含まれていた。

ところで、第2編では「今後における基本的施策のあり方」という標題をつけている。ここで「教育の機会と教育条件の保障に関する総合的な施策」が記されている。具体的には奨学制度の充実、教育機関の拡充と適正な地域配置および私立学校に対する助成について抜本的な施策を講ずるべきとしている²⁵⁾。特に、私学助成に関しては方式A、方式B、方式C、方式Dの様式を提言している。

多様なレベルの私学の存在に対して、私学助成という財政面からの大学分化を誘導したのではないか。翻って考えると、国立大学の形式を2つに分割しようとしたのもこの線上にあると考えられる。

以上のような文部省の政策は、大学の量的拡大を認めつつ、大学の種別化を図ることによって、質的維持も両立できるとの考えであったと判断できるであろう。

ところで、この答申の骨格を整理すると、1つのテーマに対して同時に2つのことが言われ

ている。

すなわち、①高等教育の大衆化の要請↔学術研究の高度化と知的エリートの育成②高等教育による高度な専門性の体得↔新しい課題に取り組む総合的な基礎教養③教育・研究活動の自由な雰囲気↔組織の複雑化に伴う効率的な管理の必要④高等教育機関の自主性の確保↔社会から遊離する閉鎖性の排除の必要⑤高等教育機関の自発的な創意の尊重↔国全体として計画的な調整と援助の必要、などとまとめられる。

これらはそれぞれ対立する関係にあり、単純に両立できるものではない。

例えば①について、前者の大衆化は時代の要請として不可欠な課題であると記されている。しかし大学は後者を目的として発展してきた歴史を持つ。大衆化されることは大学の格下げとして多くの大学が懸念を持つ。そのため、この大衆化に対して「他方、学術の進歩はめざましく、その第一線の研究を推進する仕事は、とうてい多数の学生に対する教育を担当しながら並行的に行なえるものではなくなっている」²⁶⁾とし「教育と研究に関する要請に応じた適当な役割の分担と機能の分化が必要となる」²⁷⁾と、大学の機能の分化、研究と教育の分化に関して言及している。

③については前者が多くの人々の信条である。答申でも「学の内外におけるさまざまな影響力によって、その教育・研究の一体的・効率的な活動が妨げられることなく、自主的・自律的に運営できる体制を確立すべきである」²⁸⁾と述べている。しかし同時に答申では「国民全体の立場に立ってそのような計画を立案し、その実現を推進する公的な新しい体制を確立し」²⁹⁾と常に大学協会から拒否されてきた姿勢をもとっている。この問題に関しては、1969年前後の大学紛争において大学の内部統制力が失われていた現実を考えると、後者の提案もせざるをえなかったと推察できる。

さらに、拡大の中心であった私立大学に対して「抜本的な施策を講ずべきである」³⁰⁾と記している。しかし巨大化した私立大学に対して国の財政能力が追いつかなかった。そのため私立大学に対して国の財政能力をバックにした統制力を持つことを不可能にした。

また予測計量の手法を用いて、総合的な拡充整備の資源の見積もりを試算している。ここで、大学院の拡充が先行しなければ高等教育の拡充整備は行き詰まる点を指摘している。これは学部段階の高等教育では量的拡大が行き着くところまで行った場合、高等教育の中心を大学院レベルに移行させる考えをとったと推測できよう。

以上のように全体が折衷案にならざるをえなかったのが中教審46答申の曖昧さであり、国の長期的な経済計画のように、財政計画や財政支援を欠いていたのが批判を生み、実行されたものが実質的にほとんどなかった。

V. マス段階期における大学政策

これまで考察したように、マス段階における大学政策は、産業界からの要請を受けた答申を出しながらも、その政策が現状の追従でしかなかった。中教審38答申までは抑制策をとっていたはずが、中教審46答申では拡大策に転じている。拡大策では大学の質が維持できないとの見込みから、種別化構想を国立大学、私立大学にそれぞれ当てはめようと試みてはいるが、その二重構造自らが矛盾を含んだもので、結局何も実現しなかった。

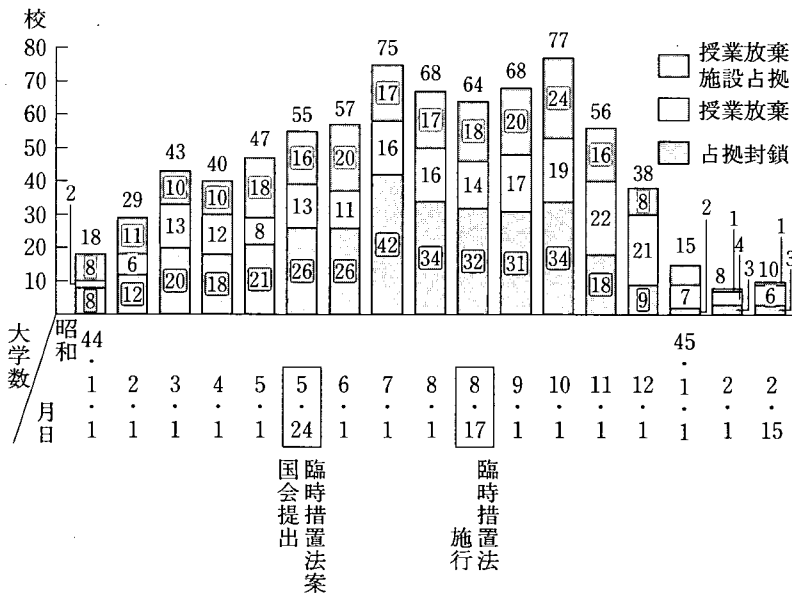
ここで社会的混乱が起こらなかったのは所得増加により支えられた国民の進学意欲が受け皿

となったからである。

「政策は、近代日本において、大学のあり方や現実態を規定した重要部分であり、制度・政策を欠落させた戦後大学史はありえない」³¹⁾とした羽田貴史の論は、日本のマス段階期の大学教育には当てはまらない。そうではなく M.アーチャー (Margaret S. Archer) が指摘したように「教育システムは社会制度が成長期にはいとと需要と供給の相互作用で拡大するようになり、成熟段階に入ると自動的に拡大」³²⁾してきたのが当てはまる。

当時において大学に関わる問題のもう一つの懸案事項は大学紛争であった。(大学紛争が起きた要因のひとつはこの移行期におけるひずみとの見解があるが、本稿ではこの件には触れない)。中央教育審議会においては大学紛争に対する諮問が行われ、1969年4月30日に「当面する大学教育の課題に対応するための方策について」の答申が出され、それを受けて同年8月17日には「大学の運営に関する臨時措置法案」が成立した。しかし法解釈上からもこの「法律は形式的に存続していても、それを根拠に、文部大臣が教育機能の停止などの権限行使をすることは妥当性を欠く」³³⁾という見解が一般的であり、事実上死んだ法律でしかなかった。また臨時措置法施行後2月ほどで紛争件数はピークを示すが、その後、機動隊導入、あるいは教職員、学生からの自主解除により紛争は急速に収束された。これは法律からの収束ではなく、紛争が収束する時期に法案が成立したと解釈できる。学生運動の面においても政策はほとんど関与しなかったと結論づけられる。(図2参照)³⁴⁾

仮に大学紛争が社会的混乱から生じたものであったにしても、それは政策で終結できなかったのなら、翻って少なくとも教育政策から生じたものではないと言える。さらに、大学紛争が社会的混乱とまで言えるかどうかについては否定的にならざるをえない。何故なら当時朝日新聞で論を展開した八木淳が「大学の受けた傷跡は深い」³⁵⁾と総括したが、今日における大学の状



〔備考〕 文部省資料による。

図2 紛争大学数の推移

況から鑑みれば明白な誤りである。その後の社会に何ら影響を与えないものは社会的混乱とは言えない。

VI. おわりに

1960年代の大学拡張期において政策との関わりをケース・スタディとした。大学拡張期において中教審38答申、中教審46答申の2つを柱として教育政策が行われたが、考察したように現状の追認か実行力のないものでしかなかった。これは3つの理由が考えられる。

1つは戦前の教育制度の根幹が法律でなく勅令によって展開されていたことから「枢密院」で行われていたという行政体制に対する視点がある。枢密院での教育政策が多くの反省を必要としたのは言うまでもない。問題は今日にあっても、その体質が変化しているかいないかに関わらず、教育政策は批判されるべきものという知識人・マスコミ・国民の視点が変わっていない。このように教育政策は常に批判の対象である。それがブレーキになって教育政策の限界が生じやすい。

第2に中教審38答申にしても、中教審46答申にしても、重要であれ、速やかな対応が迫られている場合であれ、その語尾の表現が「政府において検討すべきである」「望ましい」で終わっている。今日の日本は法治国家であるから、この語尾での終わりは省令・規制の改正、通達などが行われる前にかかなりのフリーハンドが政府やあるいは主語の不明なところに存在する。すなわちどこにも強制力がない代わりに実行力もない。ここに民主主義国家の自由があると同時に限界というジレンマが発生する。

このフリーハンドが限界ばかりを生じているのは、教育政策が主としてソフトの問題に多く、ハード重視の日本社会にはなじみにくいからである。ソフトの問題が経済面の施策というハードの面にリンクしにくい。さらに国家財政を基盤とした問題解決に繋がらず、「望ましい」ままで終わるから国家→個人・大学という図式の矢印が弱い。これが3つ目の点である。

これら3つはどれも M.アーチャーの指摘を具体的に社会化したものとも言えよう。教育政策の限界は大学の拡張期に関わらずここにある。だから教育政策が無意味と言うのではない。限界のある教育政策の方が枢密院からの施策より好ましいという消極的な理由ではなく、限界を見極めてこそその教育論議の結実が今日の市場社会における必要で求めるべき教育への警鐘となろう。

引用文献

- 1) Martin Trow, "Problems in the Transition from Elite to Mass Higher Education." In OECD, *Policies for Higher Education*, 1974, p.57./天野郁夫・喜多村和之訳『高学歴社会の大学』東京大学出版会, 1976年, 56頁。
- 2) 文部省『学校基本調査報告書』による。
- 3) 日本経営者団体連盟「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」『増補新版中教審と教育改革 財界の教育要求と中教審答申(全)』横浜国立大学現代教育研究所編, 三一書房, 1983年, 253頁。
- 4) 渡部宗助「中教審『三八』答申とその評価」喜多村和之編『高等教育政策の展開』玉川大

学出版部, 2000年, 83頁。

- 5) 前掲書3), 282頁。
- 6) 同上書, 263頁。
- 7) 玉虫文一「量より質の向上を—科学技術教育の問題点」『朝日新聞』1957年12月26日。
- 8) 黒羽亮一『新版戦後大学政策の展開』玉川大学出版部, 2001年, 106頁。
- 9) 大学学術局「科学技術教育の振興」『文部時報昭和36年4月号』, 1961年, 32-34頁。
- 10) 『昭和三六年度文部省年報第八九年報』, 1961年, 17頁。
- 11) 大崎仁『大学改革1945~1999』有斐閣, 2000年, 214頁。
- 12) 橋本鉞市「高等教育政策と私立大学の拡大行動—池正勸告を中心として—」『研究報告』第91号, 放送教育開発センター, 1996年, 113頁。
- 13) 前掲書8), 105頁。
- 14) 前掲書3), 64頁。
- 15) 前掲書8), 121頁。
- 16) 文部省「大学入学者急増期対策」『大学資料』29号, 1968年。
- 17) 麻生誠「中教審46答申から臨教審へ」『転換する大学政策』館昭編, 玉川大学出版部, 1995年, 130頁。
- 18) 文部省「教育改革のための基本的施策—今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」, 1971年, 46頁。
- 19) 同上書, 同頁。
- 20) 同上書, 同頁。
- 21) 同上書, 同頁。
- 22) 同上書, 52頁。
- 23) 同上書, 70頁。
- 24) 同上書, 74-75頁。
- 25) 同上書, 93頁。
- 26) 同上書, 46頁。
- 27) 同上書, 47頁。
- 28) 同上書, 66頁。
- 29) 同上書, 74頁。
- 30) 同上書, 93頁。
- 31) 羽田貴史『戦後大学改革』玉川大学出版部, 1999年, 209-210頁。
- 32) Margaret S. Archer (ed.), *The Sociology of Education Expansion: Take-off, Growth and Inflation in Education Systems* (Sage Publications), 1982, p.42.
- 33) 前掲書11) 255頁。
- 34) 同上書, 254頁より転載。
- 35) 八木淳「大学運営臨時措置法と大学紛争」『ジュリスト』「特集大学運営臨時措置法」有斐閣, 1969年, 94頁。

A Study of the Higher Educational Policies in Japan: From the Viewpoint of University Expansion in the 1960s

Megumi KOBAYASHI*

ABSTRACT

This paper reports on the university expansion in the 1960s. In the 1960s, the college-going rate has increased rapidly. This was a change from elite to mass, of the rank of people who go to universities. This social phenomenon was caused by the industrial world, thus many people wanted to go to university due to the increase of their fathers' income. Moreover, lifetime employment and seniority system were based on the background.

In this paper I would like to explore the higher educational policy. At first, the Ministry of Education wanted to control the restraint of university expansion. The Report of the Central Council for Education in 1963 also emphasized to restrain it. However, the Report of the Central Council for Education in 1971 said that university expansion was accepted politically.

The result has shown that these reports had no compulsory power nor control power.

* Division of Learning Support